

# 自民党川口支部県議団・市議団報告

県議会

## 駅のホームドア整備が加速!

### 「政策大綱」を提言・提案!

JR京浜東北線蕨駅で1月14日午前、盲導犬を連れた全盲の男性が線路に転落し、進入してきた電車の側面に接触した事故で、男性は同日午後、搬送先の病院で死亡が確認されたとの新聞報道がありました。昨今、視覚障がい者が駅のホームから転落する事故が度々報告されています。

これらを背景に自民党県議団では、従前より鉄道ホームによる転落事故を防いでいく為に政策大綱や一般質問を通じてホームドアの早期整備を求めて参りました。

特に、視覚障がい者の保護や乗降客の多い県南地区の駅への整備が重要であることから、一刻も早い整備の重要性に鑑み国土交通省に対しても要望活動も行っていたところであります。

この度、JR東日本では、乗降客の列車との接触事故や線路への転落を防止する対策として、京浜東北線の大宮駅から桜木町駅までの37駅についてホームドアの整備を促進する事を決定致しました。その中で、川口駅、西川口駅、蕨駅が2019年度末までの整備予定駅となりました。

これまでの活動が一部実現できた事は喜ばしい限りですが、これからも県民の安全・安心の為に、県内乗降客の多い駅にホームドアが設置されるように努めて参ります。

JR京浜東北線蕨駅で1月14日午前、盲導犬を連れた全盲の男性が線路に転落し、進入してきた電車の側面に接触した事故で、男性は同日午後、搬送先の病院で死亡が確認されたとの新聞報道がありました。昨今、視覚障がい者が駅のホームから転落する事故が度々報告されています。

これらを背景に自民党県議団では、従前より鉄道ホームによる転落事故を防いでいく為に政策大綱や一般質問を通じてホームドアの早期整備を求めて参りました。

特に、視覚障がい者の保護や乗降客の多い県南地区の駅への整備が重要であることから、一刻も早い整備の重要性に鑑み国土交通省に対しても要望活動も行っていたところであります。

この度、JR東日本では、乗降客の列車との接触事故や線路への転落を防止する対策として、京浜東北線の大宮駅から桜木町駅までの37駅についてホームドアの整備を促進する事を決定致しました。その中で、川口駅、西川口駅、蕨駅が2019年度末までの整備予定駅となりました。

これまでの活動が一部実現できた事は喜ばしい限りですが、これからも県民の安全・安心の為に、県内乗降客の多い駅にホームドアが設置されるように努めて参ります。

市議会

## 『川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例』

川口市議会では議員提案による4本目の条例を自民党市議団が主体となって提案し、平成28年12月議会で可決しました。提案理由を申し上げます。

大津市のいじめ自殺事件を契機として、『いじめ防止対策推進法』が制定されてから、今年で3年が経過しましたが、いまだ全国各地方でいじめを理由とした自殺事件があとを断ちません。

平成28年にも、2月に仙台市の中学生が、8月に青森市の中学生が、11月に新潟市の高校生が、他にも挙げればなりません。尊い若い命が、次々に失われています。

子どもが急に、家から消えてしまつた家族の苦しみ、悲しみはいかばかりか、想像を絶するものであり、決して川口市から、そのような悲惨な状況を生み出してはならないものと考えます。

また、昨今、千代田区で発覚した、原発の避難者だからといふ理由でのいじめなどは、あまりにも卑劣で言葉がありませんが、相談を弁護士が受けており、問題の深刻さとともに、いじめ防止対策推進法にのっとるだけでは、対策として万全ではないということが、如実に伺えます。

我々は、このいじめの問題については、自治体としてなんらかの対策を打たなければなりません、やはや一刻の猶予も許されないと危機感から、「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」を提案しました。

条例の柱は3点であります。

一点目は、市立学校にいじめの情報を統括し、対策の中心となる『いじめ対応教員』を新設します。

過去のいじめ自殺事案においては、担任の教師が、いじめがあることを認識していくながら、これを一人で抱え込んでしまったことで、組織としての適切な対応がとれず、生徒が自殺に至ってしまった岩手県矢巾町のようなケースがあります。

いじめ対応教員は、そつした担任の抱え込みを防止するとともに、あいさないじめ情報を一点に集約することで、より早くじめ事案に気づくことが期待できます。

加えて、現状、生徒指導のひとつのかテ「フリーであるいじめの担当を独立、明確にする」として、保護者からの相談への対応も充実されることが期待できます。

もちらん、基本的には担任の先生がいじめの相談に乗りつつ、組織的な対応をいじめ対応教員が司令塔として受け持つといった役割分担を期待するものです。

いじめ対応教員を置くことで、いじめの対応を学校全体で行うことが担保されるようになります。

二点目は『いじめから子どもを守る委員会』といづ第三者機関を新設します。

これは、現状、私立の学校や学習塾、地域スポーツクラブなど、市立学校以外の場所で行われるいじめに対する市の教育委員会が直接介入することが難しく、当事者は県の教育委員会に相談するなどしなければなりません。

この委員会は、そのようなケースであっても、川口市として関与し、問題の解決に向けたアプローチを可能にします。

また、子どもや保護者が直接、この委員会に対して相談をすることもできますので、学校に相談したけれども、中々うまく解決が図れない、などといった事例にも、第三者機関としての対応が可能となります。

この委員会の委員には、条例で、罰則を伴う厳しい守秘義務が課されており、相談する方も安心してお話しいただけます。

以上3点を柱とした新たな取り組みにより、また全体でいじめの早期発見、早期解決をはかり、川口市から深刻ないじめ被害を一掃することが狙いであります。

いじめは深刻な人権侵害でありますから、それを犯してしまつた未成熟な子どもの故であります。

この条例ができ、また全体の協力を得るにあれば、いじめの子、いじめられぬ子、そして傍観してしまつた多くの子どもたちの心に、一生ぬぐえぬ傷を負わせるのことを、現状より確実に回避できるものと期えます。